

京丹後市個人情報保護制度の概要（案）

第1 個人情報保護条例の目的等について

1 目的について

この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とします。

2 個人情報について

個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

3 実施機関について

この制度を実施する市の機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会の各機関です。

4 実施機関及び市民の責務について（事業者の責務は第4に掲載）

実施機関 この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければなりません。

市民 個人情報の保護の重要性を認識し、自らの個人情報の保護に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければなりません。

第2 実施機関が取り扱う個人情報の保護

1 個人情報取扱事務登録簿への登録について

実施機関が、どのような個人情報を取り扱う事務を行っているのか、その目的は何か、どのように個人情報を収集しているのか、どこから収集しているのか等を記録した登録簿を作成し、閲覧に供します。

2 収集の制限について

- (1) 個人情報を収集するときは、あらかじめ事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲で、適法・公正な手段により、収集します。
- (2) 個人情報を収集するときは、原則として利用目的を明示して本人から収集します。

例外として本人以外から収集できるのは、次の場合のみです。

ア 本人の同意があるとき。

イ 法令等に定めのあるとき。

ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

エ 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。

オ 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合で、事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集することによって本人の利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

カ 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することについて相当の理由があり、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。この場合は情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くことが必要です。

- (3) 思想、信条及び信教に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報は、原則として収集しません。例外としてこれらの情報を収集することができるのは、法令等に定めがあるとき又は審査会の意見を聴いて収集するときに限られます。

3 利用及び提供の制限について

- (1) 原則として、個人情報を収集した目的以外の目的に利用したり、提供したりしま

せん。例外としてこれらの情報を利用・提供することができるのは、法令等に定めがあるとき又は審査会の意見を聴いて利用・提供するときに限られます。

- (2) オンライン結合により、実施機関以外のものには、原則として個人情報を提供しません。例外としてオンライン結合により個人情報を提供できるのは、法令等に定めがあるとき又は審査会の意見を聴いて提供するときに限られます。

4 適正管理について

- (1) 個人情報の漏えいや滅失などを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めます。
- (2) 保有する必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄・消去します。
- (3) 事務に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ過去又は現在の事実と合致するように努めます。

5 指定管理者及び受託者の個人情報保護について

- (1) 指定管理者に行わせる公の施設の管理及び個人情報取扱事務を委託するときは、個人情報の適正な取扱い及び管理のための必要な措置を講じます。
- (2) 指定管理者及び受託者は、実施機関に準じて、個人情報を適正に取り扱い、管理しなければなりません。
- (3) 実施機関は、指定管理者及び受託者が個人情報を適正に取り扱い管理するよう監督します。

第3 個人情報の開示、訂正及び利用停止

1 個人情報の開示について

(1) 開示請求権について

誰でも、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

請求者は、原則本人ですが、未成年や成年被後見人等の代理人は、本人に代わっ

て開示請求することができます。

(2) 開示請求の手続きについて

開示請求書に、氏名、住所、個人情報の内容などを記入して、実施機関に提出します。その際、開示請求をしようとする方であることを証明する書類を提示して本人確認を行います。代理人が請求する場合は、請求者本人であることを証明する書類に加えて代理人であることを示す書類が必要です。

(3) 不開示情報について

自己情報は、原則開示されることになっていますが、次の個人情報は開示しないことができます。

ア 法令等の規定に基づき開示することができない情報

イ 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる情報

ウ 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

エ 開示することにより、人の生命、身体又は財産等の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報

オ 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの。

(ア) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(イ) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

(ウ) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するお

それ

(I) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(㉑) 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(4) 開示決定等について

実施機関は、開示請求書が提出された日から起算して15日以内に開示決定を行うかどうかの決定を行い、文書で通知します。(やむを得ない理由があるときは、決定する期間を延長することができます。この場合は文書で通知します。)

(5) 開示の実施について

個人情報の開示は、閲覧又は写しの交付によって行います。開示請求者は、本人であることを示す書類を持参して本人確認を行います。代理人請求により代理人が開示を受ける場合は、請求者本人であることを証明する書類に加えて代理人であることを示す書類が必要です。

(6) 開示の費用

閲覧、視聴については無料ですが、写しの交付をする場合はコピー代等を費用負担していただきます。

2 個人情報の訂正について

(1) 訂正請求権について

誰でも、公文書に記録されている自己に関する個人情報に事実の誤りがあると考えるときは、その訂正を請求することができます。

請求者は、原則本人ですが、未成年や成年被後見人等の代理人は、本人に代わって訂正請求することができます。

(2) 訂正請求の手続きについて

訂正請求書に、氏名、住所、個人情報の内容などを記入して、実施機関に提出します。その際、訂正請求をしようとする方が本人であることを証明する書類を提示して本人確認を行います。代理人が請求する場合は、請求者本人であることを証明する書類に加えて代理人であることを示す書類が必要です。

(3) 訂正決定等について

実施機関は、訂正請求書が提出された日から起算して30日以内に訂正を行うかどうかの決定を行い、文書で通知します。(やむを得ない理由があるときは、決定する期間を延長することができます。この場合は文書で通知します。)

3 個人情報の利用停止について

(1) 利用停止請求権について

誰でも、公文書に記録されている自己に関する個人情報を、実施機関が、条例に違反して収集したり、利用・提供したりしていると考えるときは、その消去や利用・提供の停止を請求することができます。

請求者は、原則本人ですが、未成年や成年被後見人等の代理人は、本人に代わって利用停止請求することができます。

(2) 利用停止請求の手続きについて

利用停止請求書に、氏名、住所、個人情報の内容などを記入して、実施機関に提出します。その際、利用停止請求をしようとする方が本人であることを証明する書類を提示して本人確認を行います。代理人が請求する場合は、請求者本人であることを証明する書類に加えて代理人であることを示す書類が必要です。

(3) 利用停止決定等について

実施機関は、利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内に利用停止を行うかどうかの決定を行い、文書で通知します。(やむを得ない理由があるときは、決定する期間を延長することができます。この場合は文書で通知します。)

4 不服申立てについて

実施機関の開示、訂正、利用停止等についての決定に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に対して不服申立てを行うことができます。

実施機関は、請求者の求めに応じる場合や却下する場合を除いて、審査会に諮問します。

審査会では、実施機関の決定が妥当であったかどうかを審議し、答申します。

実施機関は、審査会の答申を尊重して、開示、訂正、利用停止等の可否を決定します。

3 適用除外について

統計法等に基づき集められた個人情報等については、この開示、訂正、利用停止の規定の適用は除外します。

第4 事業者等が取り扱う個人情報の保護

1 事業者の責務について

個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければなりません。思想、信条及び信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は特に慎重に取り扱わなければなりません。

また、事業者は個人情報保護に関する市の施策に協力しなければなりません。

2 説明又は資料の提出要求について

市長は、事業者が個人情報を不適切に取り扱っていると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、事業者に説明又は資料の提出を求められます。

3 勧告について

市長は、事業者が個人情報を不適切に取り扱っていると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、事業者にその取扱いを是正するよう勧告することができます。

4 事実の公表について

市長は、事業者が説明又は資料の提出を正当な理由なく拒否したり、是正勧告に従わないときは、その事実を公表することができます。この場合は、あらかじめ事業者意見陳述の機会を与えて、審査会の意見を聴くことが必要です。

5 出資法人等の個人情報保護について

市が出資する法人等は、個人情報の保護に必要な措置を講ずるよう努めるものとす

る。

第5 その他個人情報の取扱いについて

1 事業者等への支援について

市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内の事業者及び市民に対して支援する必要な措置を講じるよう努めます。

2 苦情処理のあっせん等について

市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるよう、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めます。

3 運用状況の公表について

市長は、毎年度、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ公表します。

第6 罰則について

市の機関の保有する個人情報を漏えいや不正使用した場合は、罰則規定を設け適用します。

第7 施行期日について

施行は、平成17年4月1日からとします。ただし、第5条、第6条、第8条、第9条の規定は、施行の準備や審査会の意見を聴く必要があることなどから平成17年7月1日から施行します。